

監 査 報 告 書

学校法人 信学会 理事会 御中
評議員会 御中

令和8年6月4日

学校法人 信 学 会

監 事

若麻 績 亨 

監 事

坂 亜 也 

私たち監事は、私立学校法第52条第1項、第53条第1項および学校法人信学会寄附行為第29条、第30条の定めにもとづき、学校法人信学会の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務並びに財産及び理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要な監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人信学会の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録並びに附属明細書）は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務ならびに財産および理事の業務執行に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認められた。

なお、会計監査人の監査の方法と結果は適正であり、また、会計監査人の職務遂行が円滑に実施されることを確保するための体制は相当であると認められた。

以上、私立学校法第56条第1項の定めに従って報告する。